

第一百五十六回

参議院個人情報の保護に関する特別委員会会議録第二号

(一九七)

平成十五年五月十二日(月曜日)
正午開会

委員の異動

五月十二日

辞任

入澤

肇君

補欠選任

泉

信也君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

常田

享詳君

尾辻

秀久君

國務大臣

総務大臣

細田

博之君

國務大臣

片山

虎之助君

國務大臣

鈴木

春子君

國務大臣

岩本

莊太君

國務大臣

森

ゆうこ君

國務大臣

福島

瑞穂君

國務大臣

鳴谷

潤君

國務大臣

常任委員会専門

員

國務大臣

鈴木

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

八田

ひろ子君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

莊太君

國務大臣

森

ゆうこ君

國務大臣

福島

瑞穂君

國務大臣

鈴木

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

森

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

八田

ひろ子君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

森

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

八田

ひろ子君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

森

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

八田

ひろ子君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

森

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

森

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

森

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

森

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

森

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

森

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

森

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

森

泰弘君

國務大臣

内藤

正光君

國務大臣

藤原

孝治君

國務大臣

松井

魚住

裕一郎君

國務大臣

山本

保君

國務大臣

吉川

春子君

國務大臣

岩本

庄太君

國務大臣

第二百五十五国会において審議未了のまま廃案となつた経緯がありますが、行政機関の職員等に対して罰則を設けることを内容とした与党三党修正要綱に沿つて修正し、再度提出することとしたものであります。

次に、各法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図ります。

個人の権利利益を保護するものであります。

この法律案の要点は、第一に、行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととする等、個人情報を適正に取り扱う義務を定めております。

第二に、行政機関が電子計算機処理に係る個人情報ファイルの保有に關し、あらかじめ総務大臣に対し、所定の事項を通知しなければならないものとし、さらに、個人情報ファイルについて、原則として、所定の事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならないものとしております。

第三に、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求することができる制度を設けております。また、行政機関の長は、開示、訂正又は利用停止の決定等について不服申立てがあつたときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとしております。

第四に、行政機関の職員等に対する罰則を設けることとしております。

次に、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案は、独立行政法人等のうち百三十二法人について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に準じて、個人情報の適正な取扱い、個人情報ファイル簿の作成及び公表、

開示、訂正及び利用停止、罰則等について定めるものであります。

次に、情報公開・個人情報保護審査会設置法案は、内閣府に設置されている情報公開審査会を改組して情報公開・個人情報保護審査会とし、同審査会において、行政機関の保有する情報の公開に

関する法律等の規定による不服申立てについて調査審議するほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等の規定による不服申立てについても調査審議することとするものであります。

最後に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、登記簿、特許原簿等、開示又は訂正等について独自の手続が定められている文書に記録されている保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案第四章の規定の適用を除外する等、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

以上が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等四法案の提案理由及び内容の概要であります。

関する法律案は、登記簿、特許原簿等、開示又は訂正等について独自の手続が定められている文書に記録されている保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案第四章の規定の適用を除外する等、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

以上が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等四法案の提案理由及び内容の概要であります。

関する法律案は、登記簿、特許原簿等、開示又は訂正等について独自の手續が定められている文書に記録されている保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案第四章の規定の適用を除外する等、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

以上が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等四法案の提案理由及び内容の概要であります。

（定義）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していること

にかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、

基本理念及び政府による基本方針の作成その他

の個人情報の保護に関する施策の基本となる事

項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明ら

かにするとともに、個人情報を取り扱う事業者

の遵守すべき義務等を定めることにより、個人

情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を

保護することを目的とする。

一、独立行政法人等の保有する個人情報の保護

に関する法律案

二、個人情報の保護に関する法律案

三、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案

四、情報公開・個人情報の保護に関する法律案

五、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案

（目的）

第一章 総則

第二章 國及び地方公共団体の責務等

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第五章 雜則

第六章 罰則

附則

（目的）

第一章 民間団体による個人情報の保護の推進

第二章 地方公共団体

第三章 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

第四章 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがあるものとして政令で定める者

第五章 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

第六章 法律第号第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。

第七章 國の機関

第八章 地方公共団体

第九章 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

第十章 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

る法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定のを含む）をいう。

この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定のを含む）をいう。

この法律において「個人情報取扱事業者」とは、この法律において「個人情報データベース等」を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したも

とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定のを含む）をいう。

二、前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの

に構成したものとして政令で定めるもの

は、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

三、この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報をデータベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

四、この法律において「個人データ」とは、個人情報をデータベース等を構成する個人情報をいう。

五、この法律において「保有個人データ」とは、個人情報データが、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」と

は、個人情報によって識別される特定の個人を
いう。

(基本理念)

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下

に慎重に取り扱われるべきものであることにか
んがみ、その適正な取扱いが図られなければな
らない。

(第二章 国及び地方公共団体の責務等)

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人

情報の適正な取扱いを確保するため必要な施
策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつ
とり、その地方公共団体の区域の特性に応じ
て、個人情報の適正な取扱いを確保するために
必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務

(法制上の措置等)

第六条 政府は、国の行政機関について、その保
有する個人情報の性質、当該個人情報を保有す
る目的等を勘案し、その保有する個人情報の適
正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その
他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、独立行政法人等について、その性格
及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適
正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その
他の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、個人情
報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利
利益の一層の保護を図るためにその適正な取
扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情
報について、保護のための格別の措置が講じら
れるよう必要な法制上の措置その他の措置を講
ずるものとする。

(第三章 個人情報の保護に関する施策等)
第一節 個人情報の保護に関する基本方
針

針

(苦情処理のための措置)

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の

総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報

の保護に関する基本方針(以下「基本方針」とい
う)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定める

ものとする。

一 個人情報の保護に関する施設の推進に関する
基本的な方向

二 国が講すべき個人情報の保護のための措置
に関する事項

三 地方公共団体が講すべき個人情報の保護の
ための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人等が講すべき個人情報の保護
のための措置に関する基本的な事項

五 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に
規定する認定個人情報保護団体が講すべき個
人情報の保護のための措置に関する基本的な
事項

六 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処
理に関する事項

七 その他個人情報の保護に関する施設の推進
に関する重要な事項

(法規上の措置等)

第六条 政府は、國の行政機関について、その保
有する個人情報の性質、当該個人情報を保有す
る目的等を勘案し、その保有する個人情報の適
正な取扱いが確保されるよう法規上の措置その
他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、独立行政法人等について、その性格
及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適
正な取扱いが確保されるよう法規上の措置その
他の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、個人情
報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利
利益の一層の保護を図るためにその適正な取
扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情
報について、保護のための格別の措置が講じら
れるよう必要な法制上の措置その他の措置を講
ずるものとする。

(第二節 國の施策)
(地方公共団体等への支援)

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施
する個人情報の保護に関する施設及び国民又は
事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に關
して行う活動を支援するため、情報の提供、事
業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を
図るための指針の策定その他の必要な措置を講
ずるものとする。

(第三章 個人情報の保護に関する施策等)
第一節 個人情報の保護に関する基本方
針

するものとする。

(苦情処理のための措置)

第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と
本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理
を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措
置)

第十条 国は、地方公共団体との適切な役割分担
を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者に
よる個人情報の適正な取扱いを確保するために
必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措
置)

第十三条 地方公共団体は、その保有する個人情
報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘
案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが
確保されるよう必要な措置を講ずることに努め
なければならない。

(保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取
扱いを確保するため、その区域内の事業者及び
住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努
めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに
関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切か
つ迅速に処理されるようにするため、苦情の処
理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努
めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十五条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに
関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切か
つ迅速に処理されるようにするため、苦情の処
理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努
めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本
人の同意を得ないで、前条の規定により特定さ
れた利用目的の達成に必要な範囲を超えて行
ってはならない。

(利用目的による制限)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第十八条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第十九条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取
得した場合は、あらかじめその利用目的を公表
している場合を除き、速やかに、その利用目的

ならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する
場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を
有すると合理的に認められる範囲を超えて行
ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合について
は、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必
要がある場合であつて、本人の同意を得るこ
とが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推
進のために特に必要がある場合であつて、本
人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委
託を受けた者が法令の定める事務を遂行する
ことに対して協力する必要がある場合であつ
て、本人の同意を得ることにより当該事務の
遂行に支障を及ぼすそれがあるとき。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準
用する。

(第四節 国及び地方公共団体の協力)

第六条 国及び地方公共団体は、個人情報の保
護に関する施策を講ずるにつき、相協力するも
のとする。

(第四節 個人情報取扱事業者の義務等)
第一節 個人情報取扱事業者の義務等

第七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取
得する場合に際しての利用目的の通知等)

第八条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第九条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第十条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第十一条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第十二条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第十三条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第十四条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第十五条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第十六条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

第十八条 個人情報取扱事業者は、偽りのその他
不正の手段により個人情報を取得してはならな
い。

(不正な取得)

を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取り扱う場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三项の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対する協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う

個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬ。

(従業者の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データに個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全監督を行わなければならぬ。

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(第三者提供の制限)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、そ

の取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いを委託された個人データの利用目的が

第三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項と

第四号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

第二十六条 個人情報取扱事業者は、前項第一号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(第三者提供の制限)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いを委託された個人データの利用目的が

第三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項と

第四号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いを委託された個人データの利用目的が

第三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項と

第四号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

データを第三者に提供することができます。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される

四号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

五号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項と

六号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

六号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項と

七号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

七号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項と

八号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

八号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項と

九号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

九号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項と

十号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

十号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項と

十一号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

い。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的(第十

三 第二十七条第一項若しくは第二項の規定によ

る求めに応じる手続(第三十条第二項の規定によ

り手数料の額を定めたときは、その手数

料の額を含む)。

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項と

五号に掲げるときには、本人に対し、遅滞なく、

これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

四 前項の規定により当該本人が識別される保

有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該

当する場合

三 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき

求めるられた保有個人データの利用目的を通知し

二号のいずれかに該当する場合は、この限りで

ない。

二号のいずれかに該当する場合は、この限りで

ない。

二号のいずれかに該当する場合は、この限りで

ない。

二号のいずれかに該当する場合は、この限りで

ない。

る。

(命令)

第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十八条 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第四十四条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣)

第四十九条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七条第一項の認定を受けようとする者うち特定のものについて、特定の大臣等を主務大臣に指定することができる。

一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体(第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む)次号において同じ)については、その設立の許可又は認可をした大臣等

二 前号に掲げるものの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等

内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しな

ければならない。

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む)、報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者、著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者、学術研究の用に供する目的

四 宗教団体、宗教活動(これに付随する活動を含む)の用に供する目的

五 政治団体、政治活動(これに付随する活動を含む)の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせるうこと(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む)をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)
第十五条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事務は、政令で定めるところにより、その所屬の職員に委任することができる。

(施行の状況の公表)

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関

(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く)及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法(平成十二年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。)の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(連絡及び協力)

第五十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に關係する行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

2 (政令への委任)

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。2 第六章 罰則

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

(通知に関する経過措置)
第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
2 第四十五条の規定に違反した者
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第四十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第四十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

(内閣府設置法の一部改正)

第七条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三十八条の次に次の二号を加える。

三十八の二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第二号)第七条第一項に規定するもの(以下「個人情報の保護に関する法律」という。)の作成及び推進に関すること。

第三十八条第一項第一号中「並びに市民活動の促進」を、「市民活動の促進並びに個人情報の適正な取扱いの確保」に改め、同項第三号中「(昭和四十八年法律第二百二十一号)」の下に「及び個人情報の保護に関する法律」を加える。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第十五号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 行政機関における個人情報の取扱い(第三条・第九条)
- 第三章 個人情報ファイル(第十条・第十二条)
- 第四章 開示、訂正及び利用停止(第十三条・第十四条)
- 第五章 訂正(第二十七条・第二十六条)
- 第六章 利用停止(第三十六条・第四十一条)

2

六 会計検査院

この法律において「個人情報」とは、生存する

第四節 不服申立て(第四十二条・第四十四条)

(条)

第五章 雑則(第四十五条・第五十二条)

第六章 執務(第五十三条・第五十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることから、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法(第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十五条)の全部を改正する。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第十五号)の全部を改正する。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

2

この法律において「個人情報の保有の制限等」とは、個人情報によって識別される特定の個人を特定することができるよう

て、個人情報を電子計算機を用いて検索する

5

の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次条の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不當に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第九条 行政機関の長は、前条第一項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に對し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(第三章 個人情報ファイル)

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方政府共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由あるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成

成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供するこ

とが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

5 記録情報当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

6 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

7 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととする

8 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

9 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨

10 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについて適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイ

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報

ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。

4 個人情報ファイル簿の作成及び公表

5 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号

6 個人情報ファイル簿の作成及び公表

7 個人情報ファイル簿の作成及び公表

8 個人情報ファイル簿の作成及び公表

9 個人情報ファイル簿の作成及び公表

10 個人情報ファイル簿の作成及び公表

この章において「記録項目」という。及び本人の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルで記録される個人の範囲(以下この章において「記録範囲」という。)

11 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この章において「記録情報」という。)の記録範囲(以下この章において「記録範囲」という。)

12 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

13 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

14 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

15 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

16 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

17 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

18 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

19 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

20 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

21 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

22 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

23 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

24 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

25 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

26 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

27 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

28 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

29 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

30 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

31 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

については、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

四 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所の開示請求をする者の氏名及び住所又は居所の開示請求に係る保有個人情報が記録されていいる行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2

前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に對し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者(第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)である。

三 開示請求の手続

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所の開示請求をする者の氏名及び住所又は居所の開示請求に係る保有個人情報が記録されていいる行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

し、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する國家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

四

開示することにより、国の安全が害される

おそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めるこに相違相当の理由がある。

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるこに相違相当の理由がある。

六 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不正に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれ

その他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不正な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不正に阻害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不正に阻害するおそれ

二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関する

<p>(部分開示)</p> <p>第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができるのこととなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれるものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(裁量的開示)</p> <p>第十六条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができます。</p> <p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>なければならぬ。ただし、第四条第一号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p> <p>2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に對し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第十九条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかるわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に對し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第二十条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送された場合は、当該事案に對する保有個人情報保護法第十九条第一項の規定により事案が移送されたときは、</p>	<p>なければならぬ。ただし、第四条第一号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p> <p>2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に對し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、當該他の行政機関の長に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長に對し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、開示決定等をした行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、開示決定等をした行政機関の長が、事案を移送受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が事案を移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第二十二条 行政機関の長が第十八条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、開示をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p> <p>(独立行政法人等への事案の移送)</p> <p>第二十三条 開示請求に係る保有個人情報の長が第十八条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対する協力をしなければならない。</p>
--	---	--

二 第三者に関する情報が含まれていてる保有個人情報を第十六条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という)を出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示については、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正當な理由があるときは、この限りでない。

があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同条本文の規定にかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求を受けたもの。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

2 未成人者又は成年被後見人の法定代理人人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求を受けたもの。

3 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

2 未成人者又は成年被後見人の法定代理人人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求を受けたもの。

3 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

2 未成人者又は成年被後見人の法定代理人人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求を受けたもの。

3 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

報保護法第二十一条第三項に規定する開示決定期に基づき開示を受けた保有個人情報は、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨を書面により通知しなければならない。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨を書面により通知しなければならない。

(手数料)

第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

(訂正請求権)

第二節 訂正

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。の内容が事実でないと思われるときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を特定するに足りる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正當な理由があるときは、この限りでない。

2 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

3 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

4 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

5 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

6 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

7 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

8 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

9 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

10 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

11 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

12 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

13 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

14 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

15 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

16 開示決定に基づき受けた保有個人情報の訂正請求が定めて、その補正を求めることができる。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨を書面により通知しなければならない。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨を書面により通知しなければならない。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第二十八条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

2 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

3 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

4 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

5 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

6 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

7 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

8 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

9 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

10 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

11 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

12 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

13 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

14 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

15 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

16 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

17 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

18 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

19 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

20 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

21 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

22 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

23 前項の規定に定められた額を定めた場合は、その額を記載する。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨を書面により通知しなければならない。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨を書面により通知しなければならない。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第二十九条 行政機関の長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるとときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

3 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

4 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

5 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

6 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

7 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

8 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

9 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

10 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

11 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

12 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

13 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

14 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

15 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

16 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

17 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

18 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

19 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

20 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

21 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

22 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

23 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

<p>は、移送を受けた行政機関の長は、訂正請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送を受けた行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。</p> <p>前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十条第一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送を受けた行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</p>
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定(前条第三項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
<p>(利用停止請求権)</p> <p>第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対して、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき、当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>
<p>二 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等に對し、事案を移送することができる。この場合においては、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等に對し、事案を移送することができる。この場合においては、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(利用停止請求の趣旨及び理由)</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>三 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
<p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>三 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>三 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
<p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第四十条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>第四十一条 行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第四十二条 行政機関の長は、利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 利用停止決定等をする期限</p>
<p>(審査会への諮問)</p>

にあつては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下すると

き。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決

定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を

開示する旨の決定を除く。以下この号及び第

四十四条第一項において同じ)を取り消し、

又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人

情報の全部を開示することとするとき。ただ

し、当該開示決定等について反対意見書が提

出されているときを除く。

三 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決

定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする

旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、

当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認

して訂正をすることとするとき。

四 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停

止決定等(利用停止請求の全部を容認して利

用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、

又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止

請求の全部を容認して利用停止をすることと

するとき。

(諸問をした旨の通知)

第四十三条 前条の規定により諸問をした行政機関の長は、次に掲げる者に對し、諸問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立て人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第四十四条 第二十三第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供)

第五十一条 第二項及び前章第四節を除く。)に定め

る権限又は事務の委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定め

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第五条第二項の規定の特例を設けることができる。

第五章 雜則

(適用除外等)

第四十五条 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る。)については、適用しない。

2 保有個人情報(行政機関の保有する情報の公

開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに

著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるもの

は、前章第四節を除く。)の規定の適用について

は、行政機関に保有されていないものとみな

す。

第四十七条 行政機関の長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該行政機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(苦情処理)

第四十八条 行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第四十九条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

第五十条 総務大臣は、前条第一項に定めるものほか、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第五十一条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

第五十二条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された(全部又は一部を複製し、又は加工したもの含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第六条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したもの含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務にて知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者に譲り受けた者、又は加工した者、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 前三条の規定は、日本国外において個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集した者にも適用する。

第五十七条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十萬円以下の過料に処する。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」とする。

2 この法律の施行前に改正前の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律第十三条第一項又は第二項の規定によ

ることにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

口 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び當該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの、ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正當な利益を害するおそれがあるもの

口 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもののその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混亂を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ、不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

口 犯罪の予防、鎮圧又は搜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第十六条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第十八条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に

（開示決定等の期限）

第十九条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第二十一条 独立行政法人等は、開示請求に係る

第二十九条 独立行政法人等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。	備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。（保有個人情報の訂正義務）	一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 訂正決定等をする期限 （事案の移送）	第三十三条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の独立行政法人等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。	しなければならない。
第三十条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	二 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。（訂正決定等の期限）	第三十四条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、その他の理由を書面により通知しなければならない。（行政機関の長への事案の移送）	第三十五条 独立行政法人等は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に對し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該訂正決定等に基づき訂正の実施をしなければならない。
第三十一条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	三 前項の規定にかかると、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。（訂正決定等の期限の特例）	第三十二条 独立行政法人等は、訂正決定等に特に長期期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求書に形式上の不正確な記載を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	第三十三条 第二項の規定に違反して保有された独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。	けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、行政機関個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該訂正決定等に基づき訂正の実施をしなければならない。
第三十三条 第二項の規定に違反して利用されていると認められるときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去又は提供の停止（以下「利用停止」といふ。）に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	四 前項の規定に違反して利用されていると認められるときは、第五条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されていると認められるときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去又は提供の停止（以下「利用停止」といふ。）に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。	五 独立行政法人等は、訂正請求書に形式上の不正確な記載を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	六 独立行政法人等は、訂正請求書に形式上の不正確な記載を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、行政機関個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該訂正決定等に基づき訂正の実施をしなければならない。

<p>二 第九条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。 (利用停止請求の手続)</p> <p>第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。</p> <p>一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けていた日その他の当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 独立行政法人等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第三十八条 独立行政法人等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該独立行政法人等に必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。</p>	<p>だし、当該保有個人情報の利用停止することにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第三十九条 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第四十条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかるわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第四十一条 独立行政法人等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 利用停止決定等をする期限</p> <p>二 第四節 異議申立て</p>
<p>(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)</p> <p>第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に對し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。</p>	<p>2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問により通知しなければならない。</p> <p>2 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第四十三条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。</p> <p>二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に開示する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>
<p>二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に開示する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に開示する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に開示する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>	<p>二 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問により通知しなければならない。</p> <p>2 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。</p> <p>二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に開示する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>
<p>二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に開示する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に開示する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に開示する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>	<p>二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が異議申立て人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立て人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)</p>
<p>二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が異議申立て人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立て人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)</p>	

措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(苦情処理)

第四十七条 独立行政法人等は、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第四十八条 総務大臣は、独立行政法人等に対する報告を求める

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめて、その概要を公表するものとする。

(政令への委任)

第四十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 評則

第五十条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百

別表(第一条関係)

名 称	根 抵 法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和三十二年法律第七十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(平成十一年法律第三十五号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(昭和二十四年法律第四十九号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和三十四年法律第三百三十二号)
首都高速道路公團	首都高速道路公團法(昭和三十四年法律第三百三十二号)

万円以下の罰金に処する。

一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの中職にあつた者

二 第七条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

三者との不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 独立行政法人等の役員又は職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 前三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十四条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、行政機関個人情報保護法の施行の日から施行する。

商工組合中央金庫 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)

総合研究開発機構 総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)

地方競馬全国協会 競馬法(昭和二十三年法律第一百五十八号)

中小企業金融公庫 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第一百三十八号)

日本銀行 日本銀行法(平成九年法律第八十九号)

日本原子力研究所 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)

日本小型自動車振興会 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)

日本自転車振興会 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)

日本私立学校振興・共済事業団 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)

日本政策投資銀行 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)

日本郵政公社 日本郵政公社法(昭和三十二年法律第六号)

日本中央競馬会 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)

日本道路公團 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)

日本郵政公社 年金資金運用基金法(平成十四年法律第九十七号)

農水産業協同組合貯金保険機構 年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)

農林漁業金融公庫 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)

阪神高速道路公團 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

放送大学学園 阪神高速道路公團法(昭和三十七年法律第四十三号)

本州四国連絡橋公團 放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)

預金保険機構 本州四国連絡橋公團法(昭和四十五年法律第八十一号)

情報公開・個人情報保護審査会設置法 情報公開・個人情報保護審査会設置法

第一章 総則(第一章)

第二章 設置及び組織(第二条~第七条)

第三章 審査会の調査審議の手続(第八条~第十六条)

(設置)

第一条 次に掲げる法律の規定による諸間に応じ

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第二章 設置及び組織

第三章 審査会の調査審議の手続

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第一六七六号 平成十五年四月十七日受理

住民基本台帳ネットワークシステムの中止及び自己情報コントロール権に基づく個人情報保護法制の制定に関する請願

請願者 東京都調布市富士見町三ノ一二ノ

一 金井安子 外六百六十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第一七〇二号 平成十五年四月二十一日受理

自己情報コントロール権を明記した個人情報保護法制の制定に関する請願

請願者 大阪市城東区森之宮一ノ四ノ八一

七 辻道代 外二百九十九名

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一七〇三号 平成十五年四月二十一日受理

住民基本台帳ネットワークシステムの中止及び自己情報コントロール権に基づく個人情報保護法制の制定に関する請願

請願者 大阪市城東区森之宮一ノ四ノ八一

七 辻道代 外二百九十九名

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第一七〇九号 平成十五年四月二十三日受理

自己情報コントロール権を明記した個人情報保護法制の制定に関する請願

請願者 北海道岩見沢市北本町東一ノ五ノ

二五 風岡一哉 外二百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一七一〇号 平成十五年四月二十三日受理

住民基本台帳ネットワークシステムの中止及び自己情報コントロール権に基づく個人情報保護法制

の制定に関する請願

請願者 北海道岩見沢市北本町東一ノ五ノ

二五 風岡一哉 外二百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第一七三四号 平成十五年四月二十四日受理

自己情報コントロール権を明記した個人情報保護法制の制定に関する請願

請願者 埼玉県草加市草加三ノ四三 千田 彰一 外二百九十九名

紹介議員 黒岩 宇洋君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一七三五号 平成十五年四月二十四日受理

自己情報コントロール権に基づく個人情報保護法制の制定に関する請願

請願者 埼玉県草加市草加三ノ四三 千田 彰一 外二百九十九名

紹介議員 黒岩 宇洋君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

平成十五年五月十二日

【参議院】

平成十五年五月十五日印刷

平成十五年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D